

見積合わせ結果表

番号	9
執行日	令和5年6月12日
業務名	滝観洞観光センター受付棟新築工事監理業務委託
予定価格	1,980,000円(税抜き)
最低制限価格	一円(税抜き)

※「最低制限価格」は予定価格が1,000 万円以上の工事に設定しています。

[illegible]

※表示金額は税抜

契約の内容	
契約年月日	令和5年6月14日
契約業者名	株式会社アトリエハレトケ
契約業者の住所	東京都大田区北千束3丁目13番地14号
業務の名称	滝観洞観光センター受付棟新築工事監理業務委託
業務の場所	気仙郡住田町上有住字土倉地内
業務の概要	・工事監理業務 一式 155.02㎡
委託期間	令和5年6月15日(木)～令和6年3月29日(金)
契約金額	2,035,000円(税込み)

随意契約理由書

1. 委託業務名 滝観洞観光センター受付棟新築工事監理業務

2. 随意契約しようとする相手方

住 所 東京都大田区北千束 3-13-14

氏 名 株式会社アトリエハレトケー級建築士事務所

代表取締役 長崎 辰哉

3. 随意契約理由

以下、「建築工事監理等業務委託の進め方 公共建築の工事監理等業務委託マニュアル(案)」
(平成 22 年 5 月 全国営繕主管課長会議幹事会) より抜粋

7. 工事監理業務の委託方式

3) 工事監理業務を設計業務の受注者へ随意契約により委託する場合について

第三者監理方式の利点は、設計業務の受注者から独立して工事監理業務がなされることで、当該業務の受注者が設計者とは異なる第三者の立場から、工事の品質確認に係る業務に専念できることにあります。

しかしながら、工事監理業務の受注者は、設計図書から得られる情報を基に業務を履行するため、当該工事に関する情報量としては、設計業務の受注者が有する情報量に比して少なくなります。このため、国土交通省の運用においても、特別な技術情報が必要な場合等には、設計業務の受注者に対して工事監理業務を随意契約することができるとしています。

5. 第三者監理方式の適用

次のような場合は第三者監理方式以外の方式の採用を検討する必要があると考えられます。

- 1) 設計内容に実施例の少ない特殊な技術・工法が用いられている施設等、設計業務の受注者以外の者では工事監理が困難な場合
- 2) 小規模な施設や極めて短期間で設計、工事を完了する必要がある場合など、設計業務と工事監理業務を別の者に委託することが発注者の事務手続き等を総合的に勘案した上で業務の実施上、非効率と判断した場合。

・滝観洞観光センター受付棟においては、上記の「1) 設計内容に実施例の少ない特殊な技術・工法が用いられている施設」であり、起債や引っ越し作業の関係上、「2) 短期間で工事を完了する必要がある場合」に該当すること。

・併せて、委託料の算定においても、「設計意図の伝達に関する業務」（図面を熟読し、設計者の意図を把握する業務）を軽減することができるため、結果的に委託費が安価になること。

以上の理由から、本工事監理業務を随意契約に付そうとするものです。

4. 根拠法令他

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による。